

平成 21 年 4 月 23 日

各 位

会社名 株式会社パイブドビッツ
代表者名 代表取締役社長 佐谷 宣昭
(コード番号 3831 東証マザーズ)
問合せ先 情報取扱責任者 青木 宏実
(TEL 03 5771 6931)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」)されました。これに伴い以下のとおり変更を行うものでございます。

(1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がされたものとみなされております。そのため、株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、定款上不要となる実質株主及び株券喪失登録簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。(現行定款第 7 条、変更案第 9 条、変更案第 11 条)

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために変更するものであります。(変更案第 10 条)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の理由

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 <u>(株券の発行)</u>	第 2 章 株 式
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を</u> <u>発行する。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="292 327 611 356">第8条～第9条（条文省略）</p> <p data-bbox="292 421 507 450">（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="292 470 783 499">第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="384 519 804 640">2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p data-bbox="384 660 804 976">3．当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="292 1041 480 1070">（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="292 1090 804 1263">第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="292 1328 783 1408">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="292 1429 804 1839">第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="292 1904 660 1933">第13条～第46条（条文省略）</p>	<p data-bbox="829 327 1193 356">第7条～第8条（現行どおり）</p> <p data-bbox="829 421 1045 450">（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="829 470 1157 499">第9条（現行どおり）</p> <p data-bbox="906 519 1152 548">2．（現行どおり）</p> <p data-bbox="906 660 1343 882">3．当社の株主名簿、<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="829 1041 1018 1070">（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="829 1090 1343 1263">第10条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>、<u>その他株式</u>に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="829 1328 1321 1408">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="829 1429 1343 1794">第11条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="829 1904 1217 1933">第12条～第45条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以上